【かながわシステムへの登録等の流れ】

※特定相談の事務処理手順と同じです。

- ① 事業開始月の前月 20 日までに付番依頼書(任意様式)をメールまたは郵送により県に送付してください。(9月登録分の付番依頼は8月29日までに送付してください。) ※付番依頼書には、付番が必要な事業所の事業所名、サービスの種類、事業所所在地、 電話番号、FAX番号、法人名、法人の所在地、事業開始年月日を必ず記載して ください。
- ② 県で事業所番号を付番し、依頼市町村へ通知します。(事業開始月の前月末日頃。)
- ③ 各市町村で「かながわシステム」へ事業者情報を登録してください。登録終了後、その旨を県にメールで連絡してください。 地域生活支援事業所登録シート(原本)を県に郵送してください。(事業開始月7日頃まで。詳しい締め切りは②で事業所番号を通知する際にお知らせします。)
 - ※登録については別添「地域生活支援事業所登録事務マニュアル」参照。
- ④ 県が県域分の地域生活支援事業所登録シートを取りまとめて国保連に送付します。

〈平成 29 年 8 月 21 日以降〉(特定相談の事務処理手順と同じです。)

